

## 第2回真室川町庁舎建設検討委員会次第

日 時 平成29年1月19日(木)

午後1時15分～

場 所 真室川町役場 3階会議室

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 あいさつ

#### 3 協議事項

##### (1) 真室川町庁舎建設基本計画素案について

##### ① 基本計画の目的

##### ② 新庁舎の必要性

##### ③ 新庁舎の建設方針

基本理念、基本方針、基本機能、配置計画、規模

##### (2) その他

#### 4 閉 会

### 配布資料

資料9 真室川町庁舎建設基本計画素案

# 真室川町庁舎建設基本計画 (素案)

真 室 川 町

## 目次

第1章	基本計画の目的	1
1.	はじめに	1
第2章	新庁舎の必要性	2
1.	現庁舎の現状と問題点	2
2.	検討経過	4
第3章	新庁舎の建設方針	6
1.	新庁舎建設の基本理念	6
2.	新庁舎建設の基本方針	6
3.	新庁舎に求められる基本機能	6
4.	新庁舎の配置計画	11
5.	新庁舎の規模	12
6.	新庁舎建設の位置	10
7.	既存施設の利活用・廃止	15
8.	新庁舎の構造	16
9.	新庁舎建設の事業手法	18
10.	事業費	19
11.	建設スケジュール	20

## 第1章 基本計画の目的

### 1. はじめに

真室川町役場の本庁舎は、鉄筋コンクリート造4階建てで昭和38年に建設されました。その後、町の発展や行政需要の増加に伴い、事務室が不足したため、昭和60年に東庁舎を増築したほか、平成2年に西側トイレ増築、平成11年に正面玄関・外部トイレ増築、庁舎天井・間仕切り改修、平成22年にサッシ改修と、増築と改修を繰り返しており、現在の延べ床面積は2,303.8㎡となっています。

平成14年、保健医療福祉一体型施設「ヘルスケアセンターまむろ川」の建設に伴い、健康福祉課、保健医療課（現在は統合により福祉課）が同施設に移転しましたが、更なる行政需要の拡大や、事務事業の電算化に伴い、パソコン等の機器類も増え、事務室や書庫等の狭隘化が進んでいます。

建物の老朽化による問題のほか、平成26年度に実施した耐震診断の結果では、耐震性の不足など地震に対する危険性が指摘されています。本庁舎の耐震改修工事には、仮庁舎の建設等を含め多額の費用が必要となり、かつ、筋交いや柱が増加して事務室の狭隘化が一層進み、耐震改修費用を投じても長期的な耐震効果が見込めない状況にあります。また、震災等で即応すべき時に、本庁舎の直接的な被害により行政機能そのものが損壊し、災害対策が機能不全に陥るケースも想定されます。このほかにも、本庁舎はエレベーターやトイレなど高齢者や障害のある方への対応も十分ではない状況です。

平成26年度に有識者、議会及び公募した町民等で構成する「真室川町役場庁舎の在り方検討委員会」の検討により、耐震診断の結果による耐震性の不足の指摘に対し、建替えすべきとの意見がありました。

このため、平成27年度に役場内に設置した「真室川町役場庁舎整備検討会議・検討部会」で調査研究を行い、平成28年度には有識者、公共的団体代表者及び公募した町民等で構成する「真室川町庁舎建設検討委員会」において、庁舎建設について検討を行ってきました。

「真室川町庁舎建設基本計画」は、これまでの庁舎の在り方及び建設をめぐる検討を踏まえて、本町が目指す庁舎像を明らかにし、新庁舎建設の基本的な考え方を示すもので、今後の「基本設計」「実施設計」において、より詳細な検討・設計を行う際の指針とするものです。



真室川町役場本庁舎  
(昭和38年建設)

## 第2章 新庁舎の必要性

### 1. 現庁舎の現状と問題点

#### (1) 耐震性の不足による安全性の低下

平成26年度に実施した耐震診断において、耐震性の問題が指摘されました。新耐震設計基準においては、構造耐震判定指標  $I_{so}=0.7$  を全ての階で、東西方向、南北方向共に下回り、大地震に対し、倒壊又は崩壊する危険性が高いとの診断結果が出ています。今後、補強工事を実施した場合も耐用年数が残されていないことから、数年後には再び改築の必要性が出てきます。

庁舎は多くの町民が訪れ、また、災害時には災害対策本部として町民の安全を守る機能を有すべき施設であることから、十分な安全性を確保した庁舎が必要となっています。

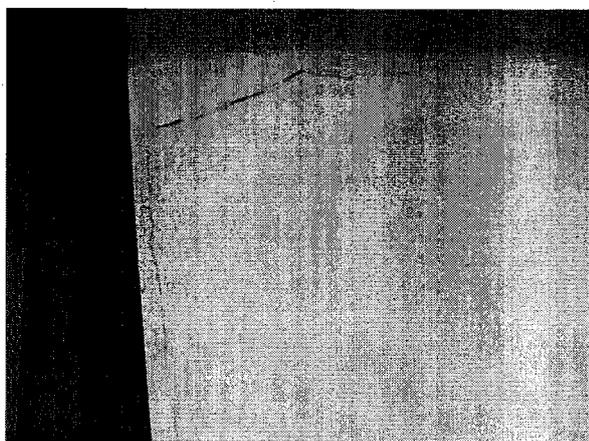
平成26年度 真室川町役場庁舎耐震診断結果

町役場庁舎 判定指標値 $I_s \geq I_{so} = 0.7$ かつ $C_{ruSD} \geq 0.3$						
	X方向			Y方向		
	$I_s$	$C_{ruSD}$	判定	$I_s$	$C_{ruSD}$	判定
4階	0.408	0.526	NG	0.458	0.590	NG
3階	0.426	0.548	NG	0.480	0.494	NG
2階	0.411	0.423	NG	0.221	0.284	NG
1階	0.177	0.228	NG	0.292	0.375	NG

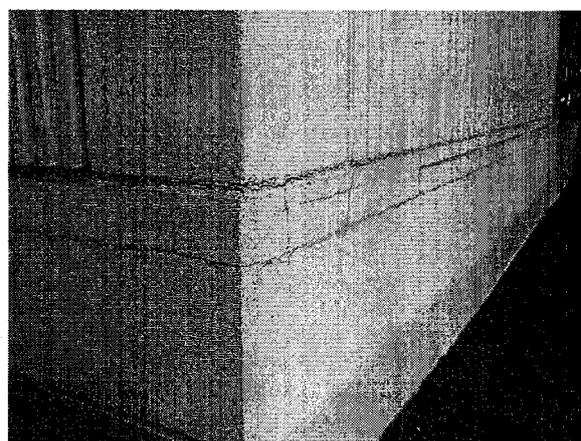
- ・東西方向、南北方向共に、「地震振動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高い。」と判定され、補強の必要があります。
- ・躯体コンクリート強度が比較的低いことと建物に適用された構造計算基準が古いことから、補強設計時には補強構法の選択を慎重に行ってください。

※  $I_s$  値：「構造耐震指標」と呼ばれ、建物の強さ、地震に対するねばり強さ、形状、経年による劣化の積による耐震性能を表すもので、この数値が大きいほど耐震性能が高いことを表しています。

※  $C_{ruSD}$  値：建物の形状などを考慮した耐震性能を表す数値で、この数値が大きいほど耐震性能が高いことを表しています。



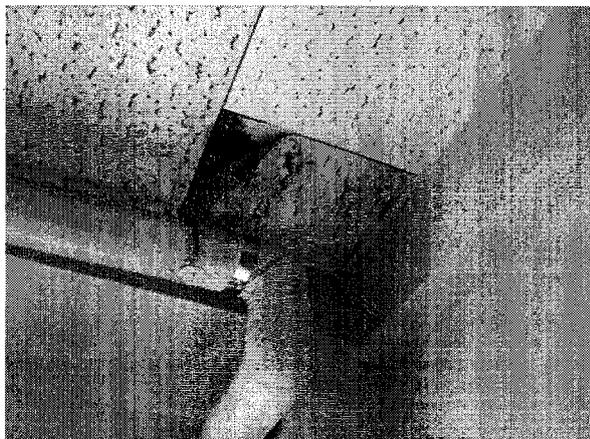
内壁ひび割れ



外部ひび割れ

## (2) 施設の老朽化による維持管理経費の増大

建設後 50 年以上が経過し、庁舎は老朽化しており、屋外防水・給排水等設備等の機能の低下がみられます。危険な箇所は、逐次、修繕を行ってきていますが、維持及び修繕に多額の費用を要している割に耐久性に問題があり、費用も増加し維持管理が難しくなっています。



屋上防水機能の劣化による雨漏り



老朽化する給排水設備

## (3) 庁舎の狭隘化による町民サービス機能の低下

行政の役割が多様化するにつれて、窓口や待合スペース、会議室、書庫・倉庫などに必要な面積が増えています。待合スペースがないため、手続きをカウンターで行う来庁者と通路のソファで待つ来庁者が通路を狭めてしまい、他の来庁者の通行に支障をきたすこともあります。

窓口では、町民の皆さんが人には知られたくない内容を相談する際に、プライバシーや個人情報を十分に保護しにくい状況も見受けられ、移動を余儀なくされ、時間を要することもあります。また、バリアフリーへの対応も不十分な状態です。



狭い窓口と待合スペース



階層間の移動は階段のみ

## 2. 検討経過

### (1) 真室川町庁舎のあり方検討委員会

耐震診断の結果をうけ、庁舎の現状と課題、今後の耐震改修や改築等の方向等、庁舎の在り方について、町内の様々な分野における団体の代表者や町議会議員、学識経験者、公募による委員など10人の委員で構成する真室川町役場庁舎の在り方検討委員会を設置しました。

検討委員会は平成27年1月から平成27年3月までの間に、視察研修を含め3回行われ、委員の方々より多くの意見をいただきました。真室川町役場庁舎の在り方検討委員会の検討結果は、以下のとおりです。

### 意見書

「真室川町役場庁舎のあり方検討委員会（以下「本委員会」という。）」は、平成27年1月15日に町長より委嘱を受け、昨年実施した庁舎耐震診断の結果を踏まえ、検討するため設置されました。

これまでに会議と先進地視察を重ね、町庁舎の整備に関して慎重に検討・協議を進めた結果、「役場庁舎を建替えすべき」との意見でまとまりました。

今後、この意見をもとに、町民の理解が得られ、安全・安心で親しみを持たれる庁舎整備が図られるよう要望いたします。

#### ●本委員会での検討結果

現庁舎のコンクリート強度は箇所により差があり、計算上、壁やブレスを入れ強度を増す改修を行っても10年後には現在の基準をも下回るという結果となる。また、耐震のほかに懸案事項であるバリアフリー化も含めた改修を想定した場合、概算で5億円もの費用を要することからは費用対効果の面からも効果は得られないものと判断する。

以上の結果から本委員会としては「役場庁舎を建替えすべき」との意見に至った。なお、建替えにあたり、町民が利用しやすく、住民サービスがより一層向上することはもとより、防災拠点としての安全性を確保し、財源確保に努めながら、将来を見据えた整備を進めるよう求めるものである。

#### 《付帯意見》

- 役場の業務以外に町民が集える広場の整備
- 町図書館の併設
- 町民が訪れる部署（町民課や会計課等）の正面玄関付近への設置
- プライバシーに配慮した受付スペースの確保

(2) 真室川町役場庁舎整備検討会議・検討部会

今後の新庁舎整備に伴う諸課題に対し、庁内方針をまとめるため、平成27年6月に真室川町役場庁舎整備検討会議（庁内組織）を設置するとともに、会議の下に検討部会（プロジェクトチーム）を置き、具体的な建設計画及び整備方法について調査研究しました。

検討部会は平成27年6月から5回行われ、検討会議において11月に報告をとりまとめました。

(3) 真室川町役場庁舎建設検討委員会

新庁舎建設にあたり、その検討に町民の意見・提案を反映させるため、町内の様々な分野における団体の代表者等や学識経験者、公募による委員など10人の委員で構成する真室川町庁舎建設検討委員会を設置しました。

検討委員会は平成28年12月から平成29年〇月までの間に、〇回行われ、パブリックコメントを実施のうえ、この「真室川町庁舎建設基本計画」を策定しました。

## 第3章 新庁舎の建設方針

### 1. 新庁舎建設の基本理念

役場庁舎は、多くの町民が訪れる場所であるため、誰にとっても利用しやすく、職員にとってはサービスを提供しやすく、働きやすい場所であることが望まれます。

また、庁舎は真室川町のまちづくりの拠点であり、災害時には災害対策本部としての機能を備えていることが重要です。このようなことから、新庁舎の目指す姿を以下のとおりとします。

**基本理念：「町民が利用しやすく親しみやすい、まちづくりと防災の拠点」**

### 2. 新庁舎建設の基本方針

#### (1) 利用しやすく親しみやすい庁舎

窓口機能や交流・情報発信機能は低層階へ配置し、ユニバーサルデザインの導入、フロア配置の工夫等により、町民が利用しやすく、親しみやすい庁舎とします。

#### (2) まちづくりの交流拠点となる庁舎

開放的な町民交流スペースの設置などにより、まちづくりの主体となる町民が、交流できる場としての役割を担う庁舎とします。

#### (3) 開かれた議会を推進する庁舎

町民の意思を町政に反映させるため、透明性を確保し、気軽に傍聴できる開かれた議会を推進する庁舎とします。

#### (4) 安全・安心を支える防災拠点となる庁舎

町民の安全・安心な暮らしを支える拠点として、耐震性・防火性を備えた安全性が確保されるときともに、災害時に救援、復旧対策へ迅速な対応ができる災害対策本部機能を持った庁舎とします。

#### (5) 効率的で経済的な庁舎

今後の社会経済状況の変化等による新しい行政需要や情報化などへの対応、組織変更など将来の変化に柔軟に対応できる庁舎とします。

#### (6) 環境に配慮した庁舎

再生可能な自然エネルギーの効果的な活用を検討するとともに、省エネ、省資源対策など環境対策に配慮した庁舎とします。

### 3 新庁舎に求められる基本的機能

#### (1) 町民交流・情報発信機能

町の行政情報や観光情報を発信するため、町政に関する情報や観光コーナーなどのスペースと町民が交流できるスペースの設置を計画します。

ア 来庁者が交流・休憩をとれる空間を設置します。

イ 高齢者や障害者、子連れの方をはじめ誰もが訪れやすく、使いやすい配置とします。

ウ 町政やイベント、物産品などの情報を発信するための空間と、多目的な利用ができるスペー

スを確保します。

エ 庁舎内の会議予定や議会開催状況を発信できる表示板等を設置します。

オ ポスターなど掲示物コーナー及び懸垂幕、横断幕等の広報用設備を設置します。

## (2) 窓口機能

窓口部門は、行政サービスの中核であり、最も身近に提供するところでもあることから、その機能はより充実したものとすることが必要です。

ア 戸籍、住民登録、年金、保険、税務及び会計などの手続きは、来庁者にとって、わかりやすく、効率的な窓口サービスとなるように1階に集中させ、明るく開放感のあるフロアとします。

イ 窓口間の隔てや相談室を設け、個人情報保護やプライバシー保護に配慮したつくりとします。

ウ 窓口は、誰もが利用しやすく、町民と職員がコミュニケーションをとりやすいようにローカウターの設置を基本とします。単純な申請や発行などは、ハイカウンターによる対応も検討します。

エ 窓口利用者を「迷わせない」ため、誰にでもわかりやすい案内表示とします。

オ 外線電話の電話交換方式から直接各部署の内線に着信させるダイヤルイン方式の導入を検討します。

## (3) 執務機能

多様化する行政サービスの一層の向上を図っていく観点からも、執務スペースにおいては、職員や物の移動を容易にする必要があるほか、情報化時代に対応した設備・機器の整備が必要です。

ア 執務スペースは、関係部署間の連携がとれるよう、また今後の行政需要の変化や組織改革や職員の増減にも柔軟に対応していくため、開放的なフロアとします。

イ 各課には情報システムが多く導入されており、これを操作するスペースを確保します。

ウ 窓口部門、執行部門、事業部門、議会部門及び教育委員会部門など、利用者にとってわかりやすいゾーニングとします。

エ 小会議室、中会議室及び大会議室を設置し、中・大会議室については、移動間仕切りによって小会議室を確保するなど、柔軟な室構成とします。また、会議室が不足する場合は、既存施設の利活用により対応します。

オ 事業部門には、設計・積算・図面の収納などができるスペースを確保します。

カ 高度情報通信に対応し、情報通信の安全性と柔軟性を併せ持つ機能とするため、庁舎の床は、二重床などによりネットワーク配線などのための隙間を確保します。

キ 日常的に必要な打合せスペースを各課に設置できるよう計画します。

ク 特別職室は、町長室、副町長室、教育長室、議長室をそれぞれ確保します。

## (4) 情報セキュリティ機能

情報化社会の進展による町民ニーズに対応し、効果的かつ迅速に質の高いサービスを提供するため、情報通信技術を活用した行政情報システムを構築するとともに、情報セキュリティ機能に十分に配慮します。

ア 情報セキュリティの確保や動線分離の観点から、重要な個人情報を取り扱う執務スペースと共有スペースの区分の明確化を図ります。

イ すべての電子情報を包括的に保管し、地震・火災などのあらゆる災害を想定して、個人情報をはじめとする真室川町の情報資産を守っていくため、電子的情報や情報資産を安全に管理する電子情報管理室を設置します。

ウ 基幹系及び情報系のパソコンは、個人情報の適正な管理に配慮した配置とします。

エ 会議室などを含む庁舎内のすべての事務スペースには、情報ネットワークを整備し、セキュリティの確保とともにパソコン等の端末が設置できるようにするなど、今後とも多様化が見込まれる各種行政サービスに対応していきます。

(5) 収納機能

書類等の収納・保管については、文書管理の改善に努めながら、保管期間に応じて適切に計画します。

ア 行政文書の収納は、短期・長期の保管に応じた適切なスペースと場所を確保します。

イ カウンターと一体となった収納庫、可動式書架などにより視認性や開放性に配慮しつつ必要な文書保管スペースを確保します。

ウ 個人情報などの書類や重要な公文書を適切に管理するため、執務空間及び収納空間には、施錠型書架・書庫を確保します。

エ 永年保存文書や災害時の対応に備え、重要書類の保管室を設置します。

オ 書類管理の在り方を見直し、新たなファイリングシステムの導入を検討します。

カ 土木用具や看板等の資材を収納できる保管庫を設置します。

(6) 議会機能

町民に開かれた町議会を推進し、誰もが気軽に本会議を傍聴することを可能とします。また、議員活動の拠点としての機能も考慮していきます。

ア 誰もが容易に傍聴できる傍聴席を整備し、傍聴席への案内表示をわかりやすくします。また、車いすでの傍聴スペースの確保についても検討します。

イ 議長室、議員控室を配備します。

ウ 議会事務局は、議会部門の出入口に設置するとともに、議長室に隣接するものとします。

エ 議会閉会中など議場を使用しないときは、町民の研修会や講演会など、多目的な活用について検討します。

オ 委員会を開催できる会議室は、委員会開催時以外には一般の会議室として利用できるよう汎用性を持たせたつくりとします。

(7) 防災機能

町民の安心・安全な暮らしを支えるため、新庁舎には防災拠点としての役割を十分に果たせる庁舎機能、災害発生時には復旧拠点として機動的かつ継続的に対応できる庁舎機能及び耐震性能を備えることが必要です。

ア 災害情報を一元的かつ的確に把握し、災害対策の決定・指示などを担う災害対策室を設置するなど、災害対策上必要となる機能を備えた諸室を整備します。

イ 災害対策の拠点として、IT機器や無線通信設備を活用した情報収集・情報発信・指令発信機能を整備します。

ウ 自家発電設備や無停電設備、蓄電池等の設置による非常電源設備等を整備します。既存設備の利活用も検討します。

エ 平常時の防災関連諸室については、支障のない範囲で他の用途としても有効利用していくこととします。

オ 新庁舎は、防災・災害復旧拠点として十分な耐震性能を備えた構造とします。災害物資の備蓄基地としての機能も検討します。

(8) 庁舎維持管理・警備機能

新庁舎建設は、慎重な財政計画のもとで、建設や維持管理のコストを十分認識しながら進めていく必要があります。そのため、華美な要素を抑制し、組織改編等に対する自由度の高さや、事務の効率性を重視するとともに、維持修繕や清掃などの管理が容易に行え、かつ長期的な維持管理費の低減を図る庁舎とする必要があります。

ア 業務の変化に対応できる機能性を確保しながら会議室や共用スペースの多目的利用による

- 省スペース化やシンプルなデザインにより建設費の抑制に努めます。
- イ 既存施設の有効活用により、庁舎規模のコンパクト化に努めます。
  - ウ 建設後の庁舎の維持管理や清掃、修繕などのメンテナンスの容易性、経済性が図られるつくりとします。
  - エ 開庁日、閉庁日にかかわらず、個人情報や行政情報を多く取り扱っている庁舎の適切な管理を行うため、セキュリティ機能を確立します。

(9) 環境配慮・省エネルギー機能

環境に配慮した庁舎とするため、省エネルギー対策を基本としながら、再生可能エネルギー等の活用を検討します。冬期間は利用者の安全性を確保するとともに除排雪経費の軽減が図られるよう雪対策にも取り組みます。

- ア 自然エネルギーの有効活用を検討します。ただし、本町の自然条件に合致したものとし、過大な投資とならないよう費用対効果も含めて検証します。
- イ 照明や空調などは、節電などの効率的な設備機器を導入し、維持管理経費の低減を図ります。

【例】

- ・省電力型機器を選定し、庁舎の消費電力を軽減する。
- ・自然光の積極的な取り入れによって、照明電力を軽減する。
- ・節水型機器の選定によって、トイレなどで使う水道水の量を減らす。
- ・自然換気機能を充実させることで、空調機器の負担を軽減する。
- ・個別管理空調システムや断熱効果の高いガラス・サッシ等の設備導入により、エネルギー損失を軽減する。
- ・エネルギー使用効率の高い設備方式の導入により電気使用量を軽減する。
- ・地中熱・太陽光など自然エネルギー利用について、補助制度活用と導入可能性を検討する。

(10) その他共用機能

多くの町民に利用される庁舎であり、町民にとってわかりやすく、使いやすく、親しみやすい場であることが求められることから、すべての人が快適に利用できるよう配慮します。

ア トイレ等

- ・トイレは、各階に設置します。
- ・1階には誰でも利用できる多機能トイレと身障者や子ども連れの方に対応できる設備（授乳室やおむつ交換台等）の設置を検討します。

イ エレベーター

- ・誰もがスムーズに各階へ移動できるように、エレベーターを設置します。
- ・車いす利用者に配慮し、円滑に上下階の移動ができるよう適切な位置に配置します。

ウ 駐車場

- ・車いす用の駐車場は入口の近くに設置します。

エ 廊下・階段

- ・廊下や階段等の共用空間は、人の往来に配慮し、十分な幅員を確保し、移動しやすい計画とします。

オ 給湯室

- ・各階に設置します。

カ その他

- ・庁舎内のごみを分別・保管するためのスペースを確保します。
- ・職員の健康管理の観点から、休憩場所や男女別更衣室の確保など保健機能に配慮します。

4. 新庁舎の配置計画

(1) 配置計画

新庁舎の配置については、庁舎の基本的機能が効率的に連携し、スペースの有効活用が図られるよう配置します。具体的な配置計画は設計段階において整理検討します。

ア 庁舎敷地については、周辺環境との調和や、交通事情への配慮を考慮した計画とします。

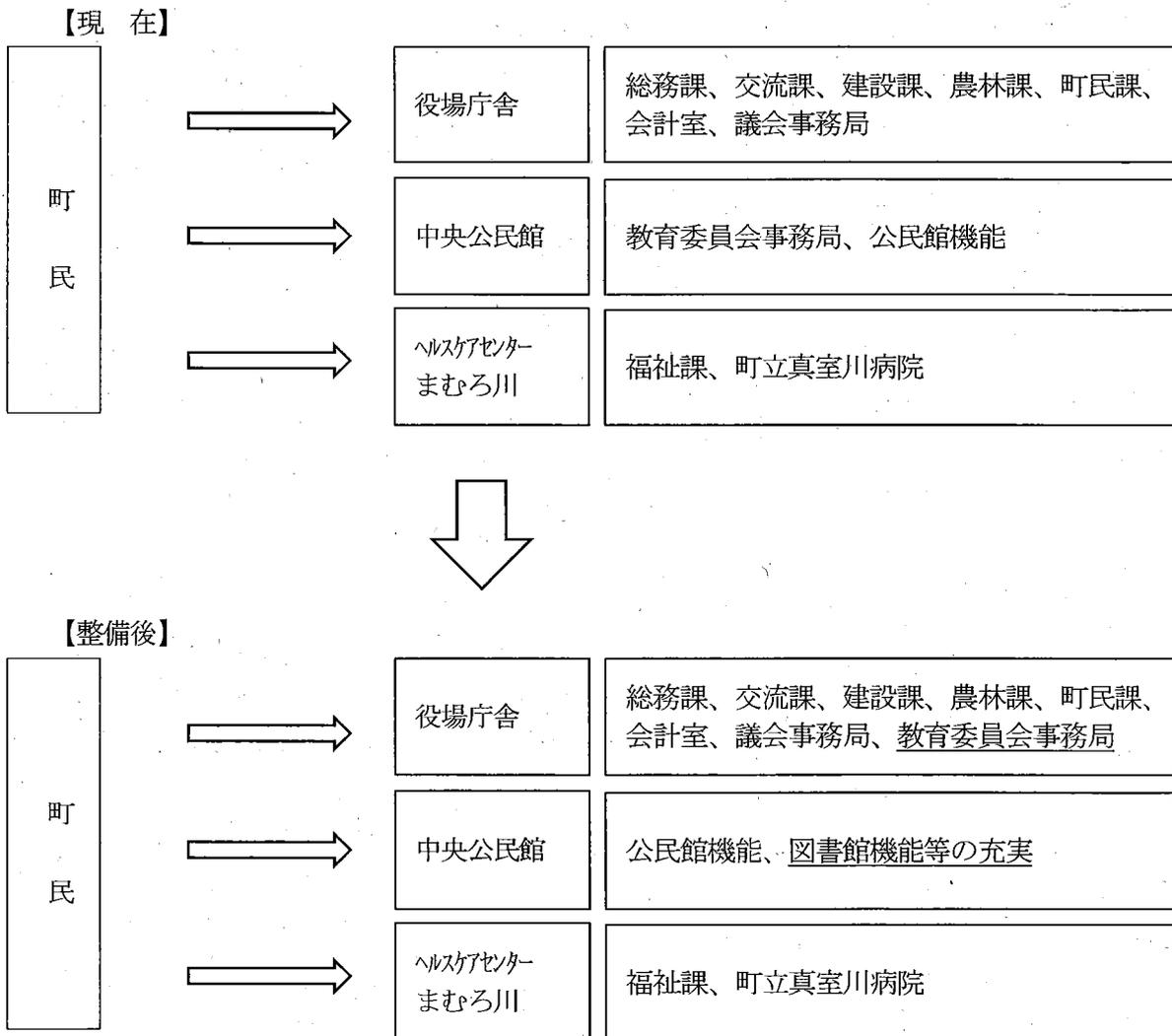
イ 仮設庁舎を設けずに、現在の役所機能を維持しながら、新庁舎の建設を行います。

ウ 現在の庁舎は、新庁舎建設後に解体し、駐車場を基本として整備を行います。

(2) 各部署の配置

現在、役場機能は3つの庁舎・施設に分散しています。このことから、分庁舎化を解消し、行政サービスの効率化を図り、町民の方にとってわかりやすいサービスが提供できるように、中央公民館に配置している教育委員会事務局を新庁舎に移転します。移転後の中央公民館は図書館機能等の充実を検討します。

また、福祉課については、保健・医療・福祉の連携拠点「ヘルスケアセンターまむろ川」として町立真室川病院とともに整備・配置し、町民にも定着していることから、今後、事務改善等により、一層の行政サービスの向上を図ることとします。



## 5. 新庁舎建設の規模

### (1) 基本指標

新庁舎の規模の算定根拠となる将来の人口や職員数、議員数等を次のように設定します。

項目	
①計画人口	7,800 人
②計画世帯数	2,266 世帯
③議員数	11 人
④新庁舎に配置する職員数	92 人

#### ア 計画人口

人口は、建設時期に近い公表データとして、真室川町人口ビジョン（平成 27 年 10 月）による 5 年後（平成 32 年度）の将来推計人口を用い、7,800 人とします。

#### イ 計画世帯数

世帯数は、同様に真室川町人口ビジョンによる 5 年後（平成 32 年度）の将来推計世帯数を用い、2,266 世帯とします。

#### ウ 議員数

議員数は、平成 28 年 12 月 1 日現在の議員定数とします。

#### エ 新庁舎に配置する職員数

新庁舎に配置する部署は、現庁舎に配置している総務課、交流課、建設課、農林課、町民課、会計室、議会事務局、教育委員会事務局とし、平成 28 年 12 月 1 日現在の各部署に配置している職員数と同数 89 人とします（これには、各部署の職員が併任している監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、固定資産評価委員会事務局を含みます）。また、教育長を含む特別職は定数とします。（特別職 3 人）

### 職員配置状況（平成 28 年 12 月 1 日現在）

課/室/事務局	課(室・局)長・主幹	課長補佐・主査	班・班・その他	非常勤職員	計
議会事務局	1	1	0	0	2
総務課	1	6	6	2	15
交流課	1	3	2	5	11
建設課	1	7	5	0	13
農林課	1	6	3	3	13
町民課	1	6	8	0	15
会計室	1	1	1	0	3
教育委員会事務局	2	5	8	2	17
計	9	35	33	12	89

(2) 新庁舎の建設規模

新庁舎に必要な延床面積を算定する方法は、「国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく算定」及び「現庁舎の床面積を基本とする算定」などがあり、これにより算定すると次のようになります。

国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に係る標準面積に基づく算定

用途・室名	職員数	換算率	基準面積 (m <sup>2</sup> /人)	必要面積 (m <sup>2</sup> )	補正後 (×1.1) (m <sup>2</sup> )
①事務室					
特別職	3	10.0	3.3	99.00	108.90
課長職	9	2.5		74.25	81.67
課長補佐・主査	35	1.8		207.90	228.69
一般職員	45	1.0		148.50	163.35
職員数合計	92			529.65	582.61
②付属面積					
会議室	職員 100 人当たり 40 m <sup>2</sup> ×補正計数 1.1				44.00
電話交換室					0.00
倉庫	①事務室の面積 (補正前) ×13%				68.85
庁務員室	10.0 m <sup>2</sup> +1.65 m <sup>2</sup> (2 人)				11.65
湯沸室	13 m <sup>2</sup> ×3				39.00
受付及び巡視	1.65 m <sup>2</sup> × (2 人×1/3) <6.5 m <sup>2</sup>				6.50
便所及び洗面所	職員数 50 人以上は 40 m <sup>2</sup>				40.00
医務室	職員数 50 人以上は 35 m <sup>2</sup>				35.00
休憩室及び喫茶室	50 人以上				32.00
小計					277.00
③固有面積					
議会機能	35 m <sup>2</sup> ×議員定数 11 人				385.00
業務支援機能	印刷室、文書室、電算室、機器室等				210.00
福利厚生関係	更衣室、休憩室				100.00
災害対策機能	災害対策室				100.00
町民交流機能	交流スペース				100.00
小計					895.00
④設備面積					
機械室	①+②≥500 m <sup>2</sup> =232 m <sup>2</sup>				232.00
電気室	①+②≥500 m <sup>2</sup> =90 m <sup>2</sup>				90.00
自家発電機室	下限値「①+②≥5,000 m <sup>2</sup> =29 m <sup>2</sup> 」に準じる				29.00
小計					351.00
⑤玄関、廊下、階段等の交通部分	①～④までの 40%				842.24
⑥車庫	1 台につき 18 m <sup>2</sup>	0 台 (別に整備)			0.00
計					2,947.85

現庁舎の床面積を基本とする算定

用途・室名	現庁舎の床面積 (㎡)	
①事務室		761
②付属面積	書庫、倉庫	217
	会議室、電話交換室、便所、洗面所、その他諸室	316
③玄関、広場、廊下、階段等の交通部分		453
④議会機能		278
⑤その他	業務支援、町民交流、福利厚生、設備	279
計		2,304

※ この算定には、現庁舎に整備できていない町民交流、防災機能、福利厚生、情報化対応及び諸機能空間の確保に係る床面積を加味する必要があります。国土交通省の算定基準及び教育委員会事務局等 (137 ㎡) の移転を踏まえ、新庁舎の規模は 3,000 ㎡を上限とします。

なお、導入する空調設備等によって電気・機械室等設備の面積が変動します。

(4) 駐車場等の算定

来庁者の利便性を考慮し、庁舎付近に配置します。また、必要な駐車場の規模については、次のとおり想定します。

来庁者駐車場	25 台	人口 7,800 人 (基本指標) 来庁者割合 0.9% (窓口)、0.6% (窓口以外) 乗用車利用割合ほぼ 100% 窓口来庁台数 $7,800 \text{ 人} \times 0.9\% \times 100\% = 70 \text{ 台}$ 窓口以外来庁台数 $7,800 \text{ 人} \times 0.6\% \times 100\% = 47 \text{ 台}$ 集中度率 30%、滞留時間 窓口 30 分 窓口以外 60 分想定 窓口来庁駐車台数 $70 \text{ 台/日} \times 30\% \times 30/60 \text{ 分} = 11 \text{ 台}$ 窓口以外来庁駐車台数 $47 \text{ 台/日} \times 30\% \times 60/60 \text{ 分} = 14 \text{ 台}$
議員駐車場	11 台	議員定数
職員駐車場	83 台	(特別職 3 人 + 職員数 89 人) × 90% と想定
公用車駐車場	20 台	25 台 × 80%
車イス用駐車場	3 台	
	142 台	

新庁舎に附帯する駐車場は、現庁舎の駐車場利用状況や周辺公共施設の駐車場の利用も考慮しながら必要数を確保します。また、駐輪スペースは現在の利用状況から 10 台分を確保します。

(5) 附属建物の規模

公用車の車庫については、現状の公用車車庫及び水道管理棟車庫と同規模の 300 ㎡を確保します。また、限られた敷地の有効活用を図るため、業務に必要な物品や防災備蓄品を保管する多目的倉庫を車庫の複合施設として設けることも検討します。

## 6. 新庁舎建設の位置

### (1) 検討の視点

建設予定地選定にあたっては、新庁舎が町民に対して行政サービスを提供する基幹施設であり、災害発生時には災害対策及び復旧対策の拠点となることなどを踏まえ、次の4つの視点から検討を行いました。

#### ア 町民の利便性

- ・公共交通の利用や歩行者、自転車、自動車等のアクセスに配慮した場所
- ・駐車場が確保できる場所
- ・他の公共施設や公共機関と連携しやすい場所

#### イ 安全性

- ・自然災害（浸水、土砂崩れなど）の影響を受けにくい場所
- ・町民や消防・警察など防災機関、他の公共機関と災害時にアクセスしやすい場所

#### ウ 実現性と経済性

- ・庁舎用地が確保できる場所
- ・用地の取得費や造成費を抑制できる場所
- ・円滑に庁舎移転ができる場所

#### エ 都市計画との整合性

- ・庁舎移転により市街地が空洞化しないよう配慮した場所

### (2) 建設位置

現庁舎は、耐震性・安全性に問題があり、早期に事業を実現できる場所であることが重要となります。また、住民の利便性や、交通事情、他の施設や公共機関との関係に加え、自然災害の危険性が低い場所であること、用地の取得や造成等の費用などを総合的に判断した結果、現庁舎に近い職員駐車場敷地に建設することが最適と思われます。建設位置は、現職員駐車場敷地内とします。



地名地番	最上郡真室川町大字新町 124-4 ほか
敷地面積	8578.96 m <sup>2</sup>
用途地域	第1種住居地域 容積率 200% 建ぺい率 60%

## 7. 既存施設の利活用・廃止

新庁舎建設に伴い、現庁舎付近の既存施設は次のように利活用又は廃止を検討します。

区分	水道管理棟	健康管理センター	情報センター	公用車車庫
施設区分	水道施設	保健・福祉施設	その他施設	車庫
建築年	昭和57年	昭和62年	平成16年	平成11年
経過年数	34年	29年	12年	17年
建物構造	鉄筋コンクリート造 2階	鉄筋コンクリート造 2階	鉄骨造 平屋	木造 平屋
建物規模	366㎡	520㎡	230㎡	55㎡
その他				
利用実態	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度から水道事業部署が本庁舎移転</li> <li>水道事業資材、書類・資料保管の他、会議室、研修室、車庫として活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧病院との一体的な健康管理施設として整備</li> <li>平成14年度病院移転に伴い、社会福祉協議会等が入居するほか、会議室・相談室・栄養指導室として活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報化拠点施設として整備</li> <li>情報セミナー室、図書コーナーなど活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材保管庫として活用</li> </ul>
利活用方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通アクセス、利用者の動線確保のため、廃止解体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで同様の利活用の他、新庁舎と一体的活用を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで同様の利活用の他、新庁舎と一体的活用を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで同様の利活用</li> </ul>

区分	公用車車庫	旧医師住宅	中央公民館	役場庁舎
施設区分	車庫	職員住宅	公民館	事務所
建築年	昭和60年	昭和62年	昭和47年	昭和38年
経過年数	31年	29年	44年	53年
建物構造	鉄骨造 平屋	木造 平屋	鉄筋コンクリート造 3階	鉄筋コンクリート造 4階
建物規模	243㎡	138㎡	2,429㎡	2,304㎡
その他			<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年耐震化工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和60年東側庁舎増築、平成2年西側トイレ増築、平成11年玄関・外部トイレ増築・天井・間仕切り改修、平成22年サッシ改修</li> </ul>
利用実態	<ul style="list-style-type: none"> <li>公用車車庫として活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師、職員住宅として活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育施設として活用するほか、教育委員会事務局が入居</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>役場庁舎として利用</li> </ul>
利活用方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体整理のうえ新築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体整理を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書機能、子育て支援機能及び貸室機能を強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体整理のうえ駐車場を整備</li> </ul>

## 8. 新庁舎の構造

新庁舎は、敷地面積から3階建てを基本に建設するものとします。

また、構造は鉄筋コンクリート造（RC）を基本に、各構造形式を比較しながら、設計段階で検討していきます。

それぞれの構造形式には次のような特徴があります。

		鉄筋コンクリート造 (RC)	鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC)	プレキャストコンクリート造 (PCa造)	鉄骨造 (S造)	木造 (W造)
特	徴	一般的な構造だが、コンクリートの養生期間が長いこと、及び、近年の型枠工や鉄筋工の職人不足により工期が長期化する可能性が高い。	比較的大規模な建築物に採用される構造形式である。躯体工事のコストが他の構造に比べ割高。職人不足についてはRC造と同様。	比較的大規模な建築物に採用される構造形式である。躯体工事のコストが他の構造に比べ割高だが、工期を短縮することが出来る。連続性のあるデザインのある建築物に適している。	一般的な構造であり、部材を工場で作製するため、比較的工期を短縮することができる。建物の重量が軽量であるため基礎工事コストを低減できる。	一般的な構造だが、在来工法の場合、大空間が必要な建物には不向き。大空間のスペースを確保する場合は、大断面集成材やトラス構造とする必要がある。
	空間構成の自由度	△	○	○	○	△ (注1)
	外観デザインの自由度	○	○	△ (注2)	△ (注2)	○
	長寿命化	○	○	○	○	△
	建設事業費	1.0	1.1~1.4	1.1~1.4	0.8~1.0	0.7~1.3
	省エネ性能	○	○	○	△ (注3)	△ (注3)
	工期	1.0	1.0~1.2	0.8~1.0	0.7~0.9	0.7~0.9
耐震構造との相性	制震	△	△	△	○	○
	耐震	○	○	○	○	○
	免震	○	○	○	○	○

注1 架構形式によっては空間構成の自由度を向上する可能性あり。

注2 外壁材や開口部の選択によっては、外観デザインの自由度を向上する可能性あり。

注3 断熱材や開口部の選択によっては省エネ性能を向上する可能性あり。

注4 建設工事費・工期は、鉄筋コンクリート造を1.0とした場合の相対値。ただし、仕様や労務単価・材料単価の変動に左右される。

注5 制震は躯体に組み込む制震構造（ダンパーなど）によって建物の揺れを吸収する構造をいい、耐震は揺れの力に対し構造体を堅固にして耐える構造をいい、免震は建物と基礎との間に免震装置（ゴムなど）を入れて地盤と切り離すことで建物に揺れを伝えない構造をいう。

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準における耐震安全性の目標

(国土交通省大臣官房官庁営繕部:平成 25 年 3 月 28 日改定)

部位	分類	耐震安全性の目標	耐力の割増
構造体 (梁、柱、床、壁 など建物に 加わる力を 支える部 位)	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を利用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて、十分な機能確保が図られるもの	1.5
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を利用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるもの	1.25
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるもの	1.0
建築非構造部材 (屋根、外壁、天 井、内装材など 構造体に取り 付ける部材)	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて、十分な機能確保が図られるもの	
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保及び二次災害の防止が図られるもの	
建築設備 (電気、通信、給 排水、消火、空 調など建物に 付帯する設 備)	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できるもの	
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているもの	

国土交通省が策定した耐震安全性の基準において、新庁舎は次の基準が該当します。

構造体 I種、建築非構造部材 A類、建築設備 甲類

## 9. 新庁舎建設の事業手法

### (1) 事業手法の特徴

新庁舎の事業手法については、主なものとして「従来方式（設計・施工分離発注方式）」、「デザインビルド方式（設計・施工一括発注方式）」、「PFI方式」が挙げられます。

それぞれの特徴は次のとおりです。（○は長所、△は短所を表します。）

事業手法	特徴
従来方式（設計・施工分離発注方式）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業務範囲や内容が明確で取り組みやすい。</li> <li>○発注者手続きをスムーズに行うことができる。</li> <li>○町が直営で行うため、他の方式に比べリスクが少ない。</li> <li>△設計、施工、維持管理の一体性がないため、設計者、施工者、管理者のノウハウ、技術が生かされにくい。</li> <li>△各段階において入札等の事務手続きが発生する。</li> <li>△初期費用が多額に発生する。</li> </ul>
デザインビルド方式（設計・施工一括発注方式）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○設計と施工を一括発注することで、発注事務に要する時間を短縮できる。</li> <li>○設計意図の工事への反映がスムーズ。</li> <li>○得意な施工技術を生かした設計が可能で、コストダウンにつながる。</li> <li>△要求水準や仕様・性能の設定が難しく、発注者が期待する品質が確保できるか不確実である。</li> <li>△第三者による設計及び施工の管理が必要である。</li> <li>△受注可能な事業者が限られる。</li> </ul>
PFI方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民間が資金調達を行い、町はサービス対価として割賦方式で費用支出することで、支出の平準化が図られる。</li> <li>○設計、施工、管理運営を一体化することで、民間事業者のノウハウや工夫を活用しやすい。</li> <li>○契約者は応募企業グループの構成員の出資による特別目的会社になり、発注者と受注者のリスク分散が明確になる。</li> <li>△PFI法に基づき、事前に事業可能性調査が必要で、作業に多くの時間と多額の費用を要する。</li> <li>△受注形態が従来方式と大きく異なり、発注者・受注者双方にとって、応募や選定、契約手続きの負担が大きい。</li> <li>△要求水準や設計条件が明確でない場合、発注者の想定する品質が確保できない。追加費用が発生する。</li> <li>△長期的なモニタリングが必要で、金利変動などのリスクが生じる可能性がある。</li> <li>△準備作業に相当に時間と費用をかけても、PFI事業者の参入が不確実である。</li> </ul>

### (2) 新庁舎の事業手法

新庁舎の事業手法は、従来方式を基本とします。

理由として、デザインビルド方式（設計・施工一括発注方式）は、工期短縮が期待でき、得意な施工技術を生かした設計によりコストダウンにつながる反面、要求水準や仕様・性能の設定が難しく、発注者が期待する品質が確保できるか不確実なことや、受注可能な事業者が限られることなどがあります。また、PFI方式はその方式を導入できるか検討する事業可能性調査に多くの時間と費用を要し、準備作業に相当に時間と費用をかけても、PFI事業者の参入が不確実であるなどの課題があります。

### (3) 設計業者の選定方法

大規模な建築物においては、設計条件は多様であり、設計者の能力・経験などの資質や、創造力や技術力が必要となります。事業手法を従来方式とする場合は、設計業者の創意工夫を十分に生かした契約を締結することができること、また、公平性等の観点から、公募型プロポーザル方式により業者選定を基本とします。

この方法は、価格のみの競争ではなく、技術提案書等の価格以外の要素を評価し、最も評価の高い者を落札者とする選定方法です。

## 10. 事業費

### (1) 概算事業費

概算事業費は、国土交通省新営予算単価を参考にしながら、以下のとおり内訳により約 15 億円と試算しています。

#### 【鉄筋コンクリート造で建設した場合の概算事業費（税込）の試算】

費目	金額（百万円）	備考
本体工事	1,153.2	3,000 m <sup>2</sup> 、384,385 円/m <sup>2</sup> (庁舎本体、電気設備、機械設備)
車庫工事	50.5	300 m <sup>2</sup>
外溝工事	49.2	2,000 m <sup>2</sup> 、掲揚塔、掲示板、構内緑化・外灯等
解体工事	62.4	現庁舎、車庫、水道管理棟、廃棄物処理
設計・工事監理	136.0	基本設計、実施設計、工事監理、地盤調査、測量調査、発注支援、その他

しかし、構造や建築手法による増減や、資材価格の高騰など今後の社会情勢による変動や、現在想定している以外の工事の発生も考えられます。

また、再生可能エネルギーを活用した設備費用やその他の経費（備品、機器類の移設・更新費、引越し費用、関連工事等）、消費税の引き上げ分についても考慮しておく必要があります。

これらを参考に、新庁舎の建設規模を 3,000 m<sup>2</sup>と想定すると、設計、建築、外構、解体を含めた事業費に、設備費用や備品、機器類の移設・更新、引越し等を含めた全体の事業費は、約 18 億円から 20 億円と想定されます。

今後、設計段階で庁舎の主要構造や耐震対策など詳細な事業費を積算するため、この概算事業費はひとつの目安とするものです。

### (2) 財源

新庁舎建設に当たっては、その財源として地方債を活用し整備していきますが、建設年次の一時負担や後年次の公債費負担の軽減を図るため、町有施設整備基金（平成 27 年度末現在高：6 億 7 千万円）も活用していきます。

また、その他の財源確保のための方策として国庫補助金等の活用も引き続き検討していきます。

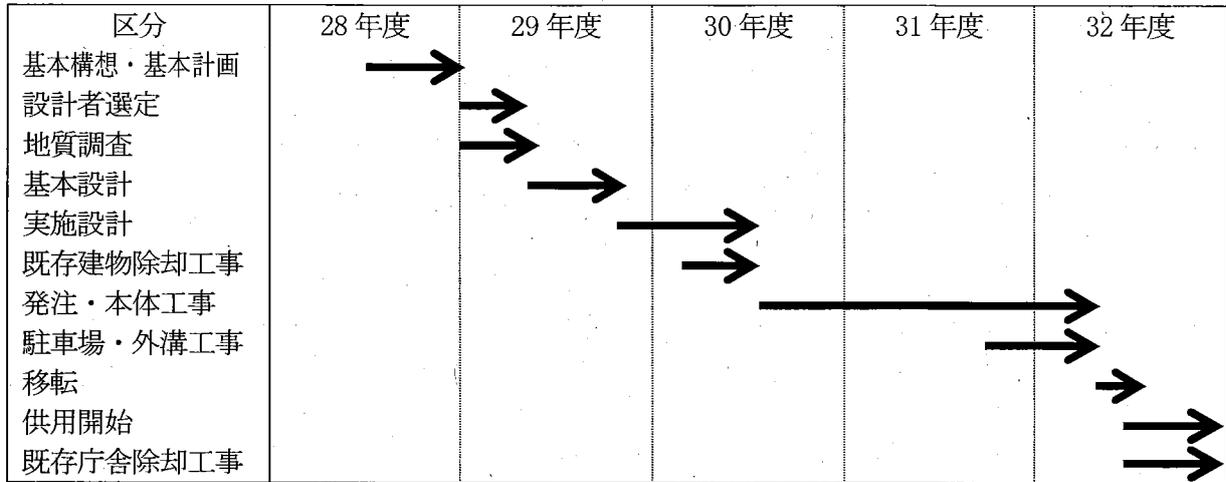
### (3) 事業費の低減

町民に長く愛され、ニーズに応え続けられる新庁舎を実現させるためには、建設段階だけでなく、管理、廃棄にいたるまで、建物のライフサイクル全体を見越した適切な経済性が必要です。

そのため、長寿命の庁舎が実現可能な建築構造や部材などに配慮し、維持管理しやすい建築材料や空間形状、更新・変更が容易な設備などを検討します。また、新庁舎建設に伴う移転等の間接的な経費を極力抑えるとともに、長期にわたる維持管理費は、新庁舎の建設にあたって大きな課題であることから、今後の設計段階において、省エネルギー対策やコスト削減の仕組みについて検討し、維持管理費の低減に努めるものとします。

## 11. 建設スケジュール

新庁舎の本体工事着工を平成30年度とし、平成32年度内の供用開始を目標にスケジュール設定すると、次のようになります。現庁舎の耐震性の課題等から早期に着手することが望まれますが、基本設計で検討される構造や進捗状況によって変更となる可能性もあります。



※ スケジュールには、準備期間を含む。

※ 設計者選定（約2ヶ月）、基本設計（約6ヶ月）、実施設計（約10か月）、建設工事（約22か月）、解体工事（約6ヶ月）、外構工事（約6ヶ月）

## 真室川町庁舎建設基本計画

平成 29 年〇月

発行：真室川町

〒999-5312 山形県最上郡真室川町大字新町 127 番 5

電話番号 (0233) 62-2111

## 庁舎建設基本計画について

### 庁舎建設基本計画の位置づけ

基本計画は、新庁舎整備を進めるにあたり、庁舎建設の課題、基本方針、機能などを示し、建設地、規模、性能、整備の方法を定め、これからの基本設計・実施設計に対し、建設条件の大枠を明らかにする基本的な指針として位置づけています。

なお、基本設計等の次の段階においても、順次、具体的な検討を行い、町民意見やアイデアを取り入れながら、「設計書」としてまとめていくものです。

### 庁舎建設基本計画の基本的事項について

- (1) 目的
- (2) 現状と問題点
- (3) 検討経過
- (4) 新庁舎建設の基本理念、基本方針
- (5) 新庁舎に求められる基本機能
- (6) 新庁舎の配置計画
- (7) 新庁舎の規模
- (6) 新庁舎建設の位置
- (7) 既存施設の利活用・廃止、周辺整備
- (8) 新庁舎の構造
- (9) 新庁舎建設の事業手法
- (10) 建設事業費
- (11) 建設スケジュール

庁舎建設基本計画検討事項

ページ	項目	内容																						
P6	第3章 1 新庁舎建設の基本理念	「町民が利用しやすく親しみやすい、まちづくりと防災の拠点」																						
P6	2 新庁舎建設の基本方針	(1)利用しやすく親しみやすい庁舎 (2)まちづくりの交流拠点となる庁舎 (3)開かれた議会を推進する庁舎 (4)安全・安心を支える防災拠点となる庁舎 (5)効率的で経済的な庁舎 (6)環境に配慮した庁舎																						
P6～9	3 新庁舎に求められる基本的機能	(1)町民交流・情報発信機能 (2)窓口機能 (3)執務機能 (4)情報セキュリティ機能 (5)収納機能 (6)議会機能 (7)防災機能 (8)庁舎維持管理・警備機能 (9)環境配慮・省エネルギー機能 (10)その他共用機能																						
P10	4 新庁舎の配置計画	分庁方式の改善 (3か所→2か所：教育委員会事務局の移転)																						
P12	5 新庁舎建設の規模	(3)新庁舎の建設規模 延べ床面積 3,000 m <sup>2</sup> (上限)																						
P14	6 新庁舎建設の位置	(2)建設位置 現職員駐車場敷地内																						
P15	7 既存施設の利活用・廃止	<table border="0"> <tr> <td>水道管理棟</td> <td>廃止・解体</td> </tr> <tr> <td>健康管理センター</td> <td>継続・一体的活用検討</td> </tr> <tr> <td>情報センター</td> <td>継続・一体的活用検討</td> </tr> <tr> <td>公用車車庫(資材保管庫)</td> <td>継続利用</td> </tr> <tr> <td>公用車車庫</td> <td>解体・新築</td> </tr> <tr> <td>旧医師住宅</td> <td>解体整理を検討</td> </tr> <tr> <td>中央公民館</td> <td>図書館機能、子育て支援センター機能、貸室機能等の充実を検討</td> </tr> <tr> <td>役場庁舎</td> <td>東庁舎を含め解体・駐車場整備</td> </tr> <tr> <td>※周辺整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>末広町消防小屋</td> <td>老朽化・施設統合の課題</td> </tr> <tr> <td>周辺敷地</td> <td>工事バックヤード、交通アクセス、冬期排雪用地の確保検討</td> </tr> </table>	水道管理棟	廃止・解体	健康管理センター	継続・一体的活用検討	情報センター	継続・一体的活用検討	公用車車庫(資材保管庫)	継続利用	公用車車庫	解体・新築	旧医師住宅	解体整理を検討	中央公民館	図書館機能、子育て支援センター機能、貸室機能等の充実を検討	役場庁舎	東庁舎を含め解体・駐車場整備	※周辺整備		末広町消防小屋	老朽化・施設統合の課題	周辺敷地	工事バックヤード、交通アクセス、冬期排雪用地の確保検討
水道管理棟	廃止・解体																							
健康管理センター	継続・一体的活用検討																							
情報センター	継続・一体的活用検討																							
公用車車庫(資材保管庫)	継続利用																							
公用車車庫	解体・新築																							
旧医師住宅	解体整理を検討																							
中央公民館	図書館機能、子育て支援センター機能、貸室機能等の充実を検討																							
役場庁舎	東庁舎を含め解体・駐車場整備																							
※周辺整備																								
末広町消防小屋	老朽化・施設統合の課題																							
周辺敷地	工事バックヤード、交通アクセス、冬期排雪用地の確保検討																							
P16	8 新庁舎の構造	木造化、内装木質化																						
P18～19	9 新庁舎建設の事業手法	(2)新庁舎の事業手法 設計・施工分離発注方式 (3)設計業者の選定方法 公募型プロポーザル方式																						
P19	10 事業費	新庁舎建設事業費約 18 億～20 億円																						

新庁舎の機能・規模に対する主な庁内意見

区分	意見内容
副町長室	副町長は当面置かない方針だが、応接室として使用できる。
執務室	情報保護のため、執務者以外の立入制限区域と、立入可能区域（面談・打ち合わせ等）を線引きする必要あり。（応接・打ち合わせスペースの位置）
監査委員室	監査委員室が必要。
会議室	教育委員会事務局を配置すると、他課との会議重複の頻度が多くなる。
災害対策室	県整備の防災システム（モニター、通信機器等）や国民保護、防災放送、防災無線、防災FAX、衛星電話等の設備の移設が必要。 災害時には対策本部事務所となるため、所管課（現在は総務課）や町長室（災害対策本部長）と隣接した方がよい。
	設置する場合、機器コーナー以外の部分は、通常、会議室、打ち合わせに使えるようにすべき。
	会議室としても使用するの、他の会議室のサイズ、配置バランスを考慮すべき。
電算室	サーバ室を情報センター内に移設できれば、スペースを有効活用できる。
ホール	吹抜は換気・採光が期待されるが、書庫などのスペースに使った方がよい。
	車いす利用者等の動線に配慮した場所に設置すべき。（玄関～エレベータなど）
売店・テナント	町民利用が確保できるか。業者選択にも難しさがある。また職員利用の批判も想定される。自販機コーナー程度でよい。
職員通用口	付近にロッカー（更衣室）や長靴の履き替えスペースがある方がよい。
医務室	現在、医務室なし。整備義務はあるか。職員休憩室と併用できないか。
	町民が多く訪れる1階より2階の方がよい。
電話交換室	電話交換手法は検討課題だが、電話交換専用室は廃止した経過あり。
庁務員室	庁舎業務員は所属課に机席があれば、庁務員室は不要。現在警備員室を休憩利用。
	庁内清掃用具の保管場所や洗濯スペースは必要。
宿直室	祝休日等の日直警備は委託。警備員室は必要だが、夜間宿直はない。宿直室不要。現在2名（庁舎・ドクターヘリ要員）
文書室	各課文書配布棚（15）、各行政区文書配布棚（80）が設置できるスペース又は文書室が必要。
電気室・機械室	事務・収納スペース等を確保するため、配置工夫の必要がある。
	1階ではもったいない。



## 傍聴にあたっての注意事項

会議の傍聴に当たり、次の事項を遵守してください。これらをお守りいただけない場合は、退場していただくことがあります。

- (1) 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- (2) アラーム付きの時計、携帯電話等、音の出る機器については電源を切るか音が鳴らないようマナーモードに設定してください。
- (3) 写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の使用はご遠慮ください。
- (4) 静粛を旨とし、会議進行の妨害になるような行為は慎んでください。
- (5) 説明、発言等に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- (6) 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することはご遠慮ください。
- (7) 傍聴中、食事及び喫煙はご遠慮ください。
- (8) 傍聴中の入退室は、やむを得ない場合を除き慎んでください。
- (9) 刃物その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- (10) その他、係員の指示に従うようお願いいたします。

真室川町庁舎建設検討委員会事務局

(真室川町総務課)